

## 受託児童の取り扱いについて

各保育施設におかれましては、越谷市外の児童の保育を実施していただいている施設もあるかと思えます。しかし、保育部分は越谷市民の保育所入所が最優先ということもあり、市外の児童の保育については入所承諾期間を年度末までに限定するなど、一部制限を設けています。令和3年度の受託児童の取り扱いについては、下記のとおり実施しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、この取扱いは毎年度見直しを行っており、今後変更となることもありますので、あらかじめご承知置きください。

### < 1 市外の児童の新規申込 >

保護者の住民票がある自治体の保育担当課を経由して申込を受付しています。越谷市民とともに利用調整を受けますが、越谷市民の保育所入所が最優先のため、指数において減点があります。

### < 2 入所（園）中の児童が年度途中で市外へ転出した場合 >

各月の1日時点で認定保護者の住民票が市外にある場合は、その月から市外の児童として扱います。市外から継続利用をする場合、保護者は転出先自治体で認定申請等の手続きを行う必要があります。なお、年度内継続では利用調整はありません。

（例1） 令和3年6月1日付で市外へ転出した場合

令和3年6月1日時点で転出先自治体に住民票がある

⇒令和3年6月から転出先自治体の住民として扱う

（例2） 令和3年6月2日付で市外へ転出した場合

令和3年6月1日時点ではまだ越谷市に住民票がある

⇒令和3年6月中は越谷市民として扱う

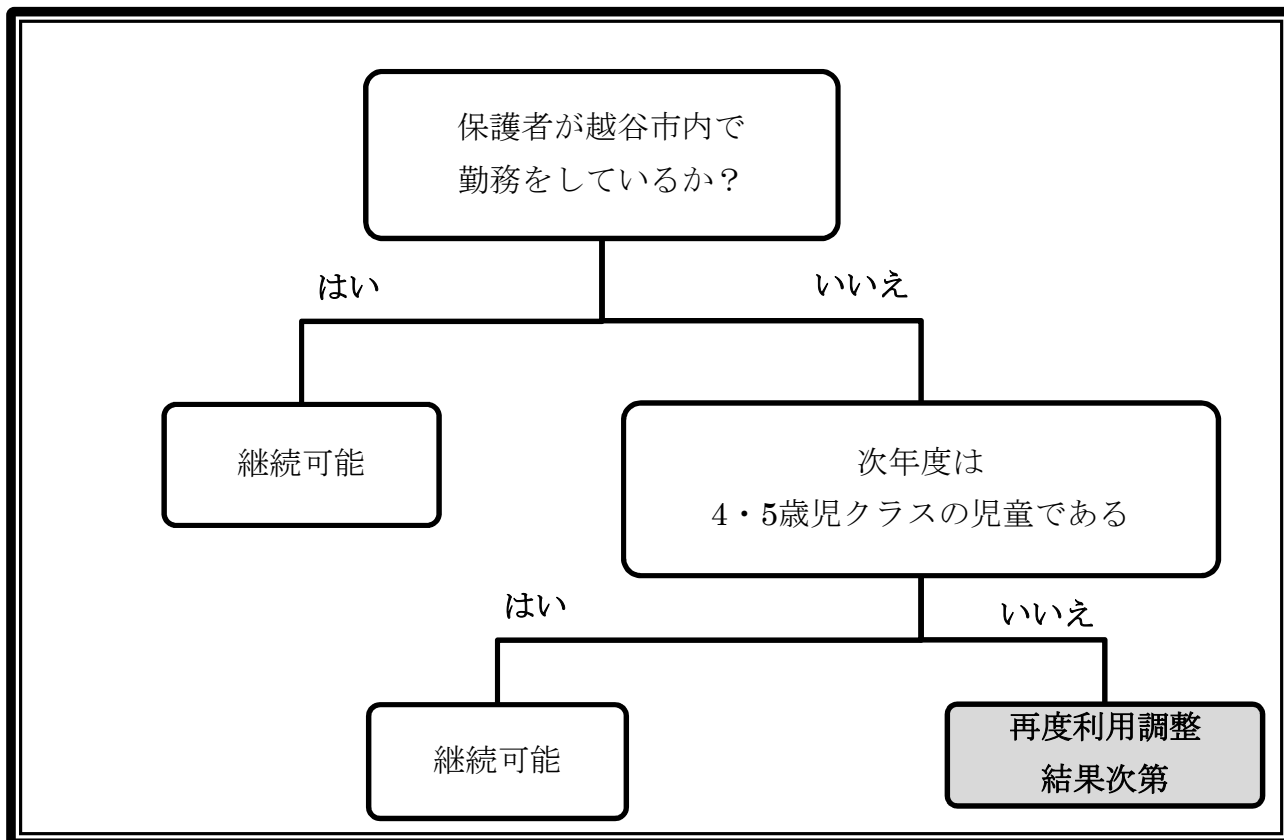
⇒令和3年7月から転出先自治体の住民として扱う

### < 3 入所（園）中の市外の児童が次年度も保育を希望した場合 >

希望することは可能ですが、保護者及び児童の状況次第では再度利用調整を受ける必要があり、利用調整の結果、次年度の継続ができないこともあります。

（裏面のフローチャート参照）

## 私立保育園、認定こども園（保育部分）の継続利用の条件



### ●補足 市外の児童を受け入れた場合の給付費の請求について

市外児童の給付費については、保護者が認定を受けた自治体が負担することとなります。例えば、草加市で認定を受けた保護者の児童を受け入れた場合は、当該児童の給付費は草加市に請求をすることとなります。

保育入所課 担当：小林・細川  
電話 963-9167（直通）

## 受託児童の取り扱いについて

越谷市外の児童の保育については、令和3年度も下記のとおり実施しておりますので、ご確認をお願いします。

なお、この取扱いは毎年度見直しを行っており、今後変更となることもありますので、あらかじめご承知置きください。

### < 1 市外の児童が地域型保育事業所を利用できるケース >

既に入所(園)している児童の認定保護者が年度途中で市外へ転出した場合に限りです。

各月の1日時点で認定保護者の住民票が市外にある場合は、その月から市外の児童として扱います。市外から継続利用をする場合、保護者は転出先自治体で認定申請等の手続きを行う必要があります。なお、継続利用は年度内に限ります。

(例1) 令和3年6月1日付で市外へ転出した場合  
令和3年6月1日時点で転出先自治体に住民票がある  
⇒令和3年6月から転出先自治体の住民として扱う

(例2) 令和3年6月2日付で市外へ転出した場合  
令和3年6月1日時点ではまだ越谷市に住民票がある  
⇒令和3年6月中は越谷市民として扱う  
⇒令和3年7月から転出先自治体の住民として扱う

### < 2 市外の児童を受け入れた場合の給付費の請求について >

市外児童の給付費については、保護者が認定を受けた自治体が負担することとなります。例えば、草加市で支給認定を受けた保護者の児童を受け入れた場合は、当該児童の給付費は草加市に請求をすることとなります。

※従業員枠の児童は新規入所や次年度の継続入所が可能です。

保育入所課 担当：小林・細川  
電話 963-9167 (直通)

# 特別支援保育対象児童に係る利用調整や受入れの考え方について

## 1 特別支援保育対象児童とは

「障がい等の程度が別表に定める加配基準の区分のいずれかに該当する児童で、施設、設備等を勘案し、集団生活が可能と判断されたもの」（特別支援保育実施要領第2条第4号。以下、「対象児童」という）を言います。対象児童となるかどうかの検討にあたっては、下記、図1の手順を踏みます（別紙フローチャートも参照）。申込みの段階では、特別支援保育の対象となるかどうかはわかりません。体験入所等による児童の観察を行い、医師や発達支援の専門家などの学識経験者等からの意見を伺いながら、どのような支援が必要か、対象となることが望ましいのかどうかについて総合的に検討します。

検討の結果、“特別支援保育が望ましい（対象児童）”と判断された場合には、保護者の希望施設のうち特別支援保育実施施設のみで利用調整を行い、入所の承諾・保留を決定しています。また、検討の結果、“特別支援保育の必要性がない（健常児）”と判断された場合には、通常どおり、保護者の希望施設全てにおいて希望順で利用調整を行います。

図1



- ① 電話受付（入所相談）：保護者から特別支援保育での申込みを希望する旨の申し出をいただく。
- ② 体験入所：新規申込者は、公立保育所において半日程度の模擬保育を通じた児童の観察、保護者との面談を実施する。（保護者、児童参加）  
保育観察：在所児童の場合は、保育コンシェルジュや学識経験者等が入所施設へ訪問し、集団保育時の児童の観察を実施する。  
※心身状況表や主治医の意見書等、児童の状況把握のために必要な書類も体験入所実施日までに提出いただく。
- ③ 特別支援保育検討会議：保護者・児童と再度面談を行い、学識経験者等と交え、児童の支援の必要性について検討を行う。
- ④ 申 込：入所希望月の申請締切日までに申込書を提出。  
（例：4月入所希望は11月の一斉受付、6月入所希望であれば5月10日まで）
- ⑤ 利用調整：検討会議の検討結果等を基に、児童の支援の必要性を検討。特別支援保育対象となった場合には健常児の利用調整の前に対象児童のみで利用調整を行う。支援の必要性がないと判定された児童については、通常通り健常児と利用調整を行う。  
※私立の各施設・事業所に承諾（あつせん）の場合は、特別支援保育検討会議において収集したその子どもに関する情報を提供し、受入れ可能か判断いただく。
- ⑥ 結果通知：支援の必要性の検討結果と利用調整の結果を併せて保護者へ通知。  
（例：4月入所希望は2月上旬、6月入所希望であれば5月20日頃）

なお、越谷市における「特別支援保育対象児童」は、「手帳を持っている」、「診断名がついている（疾患がある）」等の判断ではなく、「児童個々の状況を鑑み、集団保育において特別な配慮や支援を必要とするか否か」で判断をしております。問合せをいただくなかで、「診断名がついているのだから明らかに健常児ではないのではないか」、「ケガをした場合の緊急時の対応に困ってしまう。」等の意見をいただくこともございますが、日常生活において特別な配慮が必要ない場合や、発達に多少の遅れは見られるが個別の配慮を要さず集団保育に支障がなく、健常児との集団保育で成長が期待される場合等について、「健常児」と判断する場合があります。

また、保護者からの申出ではなく、受付時の保育士による面接によって気になる点や支援の必要性があると思われる児童についても、手帳の有無や診断名等の形式的な確認だけではなく、各子どもの状態を声かけや遊び等を通して総合的に判断しているところです。そうした面接を通して、支援の必要性があると思われる場合には、保護者へ特別支援保育の案内をし、図1に沿った手順を踏む中で、より専門的な視点から支援の必要性を検討しております。

(参考) 加配基準

(1) 保育士の配置基準

	基準項目	保育士の配置基準	
		2対1	1対1
身体 の 状 況	視覚	<ul style="list-style-type: none"> <li>弱視（両眼で0.2以下）又は2分の1以上欠けた視野狭窄がある。</li> <li>生活全般において部分的な介助が必要</li> <li>戸外では部分的な介助が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全盲又は全盲に近い状態</li> <li>生活全般において全面的な介助が必要</li> <li>強度の弱視のため、戸外では全面的な介助が必要</li> </ul>
	聴覚	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ろう又は全ろうに近い状態で介助が必要</li> </ul>	
	肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>室内で介助歩行での自力移動が可</li> <li>室外での歩行が可（装具等装着しての歩行が可）</li> <li>生活全般において部分的な介助が必要（活動によっては見守りが必要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>室内外での歩行不可又は車いす移動</li> <li>生活全般において全面的な介助が必要で常に見守りが必要</li> </ul>
	上記以外の疾患等	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動内容に制限がある。</li> <li>健康状態に配慮が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動内容及び日常生活上の制限がある。</li> <li>健康状態に常に配慮が必要</li> </ul>
発 達 の 状 況	生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事、排泄、着脱等に部分的な介助が必要だが意欲はある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事、排泄、着脱等に全面的な介助が必要</li> </ul>
	理解と対人関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>制止、禁止等の指示は理解できる。</li> <li>周囲の様子を見ながらやろうとするが、保育士の介助が必要</li> <li>友だちへの興味はあり、自分の意思を伝えようとする等保育士の介助が必要</li> <li>保育士の介助があれば、集団活動に参加できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>言葉の理解がなく制止、禁止等保育士の指示に従わず、本児及び他児に危険が伴う。</li> <li>著しい感覚過敏があり、集団活動の場にいられない。</li> </ul>

行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動の予測がつきにくい、日常生活に支障のない程度のこだわりがある等見守りが必要</li> <li>・多動行動、パニック又は自傷行為が見られるが、言葉かけによる制止ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険に対する認識がない、行動の予測がつかない、強いこだわりがある等常に見守りが必要</li> <li>・多動行動、パニック又は自傷行為が見られ常に見守りが必要</li> <li>・日常的に口による確かめが強く、誤飲等の可能性があり常に見守りが必要</li> <li>・他児に対して攻撃的な行動又は乱暴な行動(嘔む、ひっかく等)が見られ常に見守りが必要</li> </ul>
----	---	--

- ・基準項目の障がい数が2つ以上の時は、保育士の配置基準の手厚い項目を基準とする。
- ・2対1の項目に複数該当する場合は、集団生活における介助の必要性に応じて保育士の配置基準を1対1とする。

(2) 看護師の配置基準

看護師の配置基準	
身体状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に経管による栄養補給を要する。</li> <li>・日常的に喀痰の吸引を要する。</li> <li>・日常的に酸素療法を要する。</li> <li>・日常的に導尿を要する。</li> <li>・日常的に上記以外の医療的ケアを要する。</li> </ul>
発達の状況	

- ・医療的ケアを日常的に必要とする子どもについては、保育士の加配基準と別に看護師を配置して対応する。

※なお、対象児童が特別支援保育を実施している民間の各施設・事業所に承諾（あつせん）予定となった場合は、特別支援保育において収集したその子に関する情報を提供し、受入れの可否を事前協議し、入所の承諾・保留を決定しています（特別支援保育検討会議等による検討の結果、特別支援保育の必要がないと判断された児童（健常児）については、入所施設へ口頭にて児童の様子をお伝えしております）。

**事前協議の内容**

- ①文書資料の提供（該当児童の特別支援検討会議で使用した資料一式の提供）
  - ②児童の面接（文書のみによる判断が難しい場合、希望により対応）
- ⇒【保育施設の回答】受入れ可否について  
 ※受入れ可能の場合、承諾（あつせん）となります。

※検討の結果、「健常児」と判断された児童の受入れについて、“不安に思う”、“受入れは難しいと思う”との意見もいただいておりますが、図1のとおり、医師や発達支援の専門家などの学識経験者等も交えた意見交換や面談により支援の必要性を検討しております。児童への対応について不明な点や不安な点がございましたら、下記の巡回事業も活用ください。

**巡回事業**

- ・保育所等発達支援巡回支援事業（保育入所課）
- ・草加かがやき特別支援学校（施設へ直接）
- ・越谷西特別支援学校（施設へ直接）

## 2 「気になる子」等への対応と入所後の特別支援保育について

健常児として入所した児童の中には、それぞれの子どもの成長に伴い、発達の遅れ等が「気になる子」や、配慮が必要と思われる部分が出てくる場合もあり、保育方法等について悩まれる場合があると存じます。そうした場合には、上記巡回事業をご活用いただください。また、保育入所課の保育コンシェルジュが随時相談にのり、現場の目線で一緒に考えます。

また、児童の支援の必要性の程度に鑑み、入所施設での集団保育や加配対応が難しく、特別支援保育を実施している他施設・事業所への移行（転園）が望ましいと考えられる場合は、保護者の意思による移行の手続（図1）を踏んでいただく必要があります。

※あくまで「保護者の意思」による手続きとなります。また、施設を移行する場合、環境が変わることによる児童の心身への影響、保護者の送迎等の負担の増加なども考慮する必要があります。日頃から保護者とのコミュニケーションをとる中で、お子さんの状況を段階的に伝えていくなど、ぜひ慎重な対応をお願いします。

※移行の手続をいただいても、定員に空きがないなど他施設の受入れ状況等により入所できない（現入所施設での保育継続となる）場合があることをぜひ御理解ください。

## 3 私立の施設・事業所への補助金等について

特別支援保育の申込みを経て、特別支援保育対象児童になった児童を受け入れ、人員配置等の要件を満たした場合、下記補助金や給付の公定価格加算の対象となる可能性があります。

### 【私立保育園・認定こども園】

#### ・**補助金**「私立保育所等特別支援保育事業」

…対象児童を原則2人（障がいの程度により1人、又は入所希望者が1人しかおらず結果として1人の受入れになった場合も可）受け入れた場合、保育士等（※1）1人分につき月額210,000円を上限に補助を行う事業です。

次の①又は②に該当し、保育士を加配する等の条件を満たす場合、当該補助金の対象となります。

①新規で対象児童を受け入れる場合

②在所児が図1の手続きを踏んだ結果、対象児童として認められ、入所施設での保育を継続する場合等

詳細については、「越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱（平成27年告示第138号）及び越谷市特定教育・保育施設等運営事業実施要領（平成28年1月29日市長決裁）の一部改正について（通知）」（平成30年4月9日付け越子育第52号越谷市子ども育成課長通知）を併せてご確認ください。

保育を継続する場合等

※1…当該事業に係る保育士等は、「保育短時間の通常時間（8:30～16:30）」

以上配置されていることが条件となります。1人の配置で満たすのではな

く、複数人の配置でこの時間を満たす場合も可です。

※2・・・年度当初だけでなく、年度途中の検討により対象児童と認められた場合も対象です(前項「3 年度途中の特別支援保育受付の実施について」を参照)。原則、対象児童となった月から補助金の対象となります。

・ **給付** 「療育支援加算」(私立保育園)

…主任保育士専任加算の対象施設かつ対象児童を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算します。なお、当該加算が適用される施設においては、障がい児施策との連携を図りつつ、障がい児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組む必要があります。

・ **給付** 「療育支援加算」(認定こども園)

…対象児童(私立幼稚園等特別支援教育費補助金対象幼児を含む)を受け入れている施設において、主幹保育教諭等を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算します。なお、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはなりません。また、当該加算が適用される施設においては、障がい児施策との連携を図りつつ、障がい児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組む必要があります。

【地域型保育事業所】

・ **給付** 「障害児保育加算」

…対象児童を受け入れる事業所において、当該対象児童に係る保育従事者(家庭的保育者及び家庭的保育補助者)の配置基準を対象児童2人につき1人とする場合に加算します。

※療育支援加算・障害児保育加算の詳細については「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(留意事項通知)」をご確認ください。なお、各加算の認定にあたっては、公定価格加算・調整項目届出書及び雇用状況表を提出していただいた上、留意事項通知に則り、適用の可否を判断させていただきます。

※留意事項通知における「市が認める障害児」とは、特別支援保育対象児童(認定こども園の教育部門においては、私立幼稚園等特別支援教育補助金を受けている児童)のことをいいます。

「療育支援加算」、「障害児保育加算」など給付に関する問合せ  
保育入所課 給付担当：吉岡・荒川・並木・細川



特別支援保育を実施していない施設においても、子ども達の成長に伴い、入所児童の中に「気になる子」がいらっしゃることもないと存じます。特別支援保育の対象児童が全国的にも増えている中、公立保育所においても定員を超える申込みがあり、市全体で一丸となった取組が必要不可欠となっております。

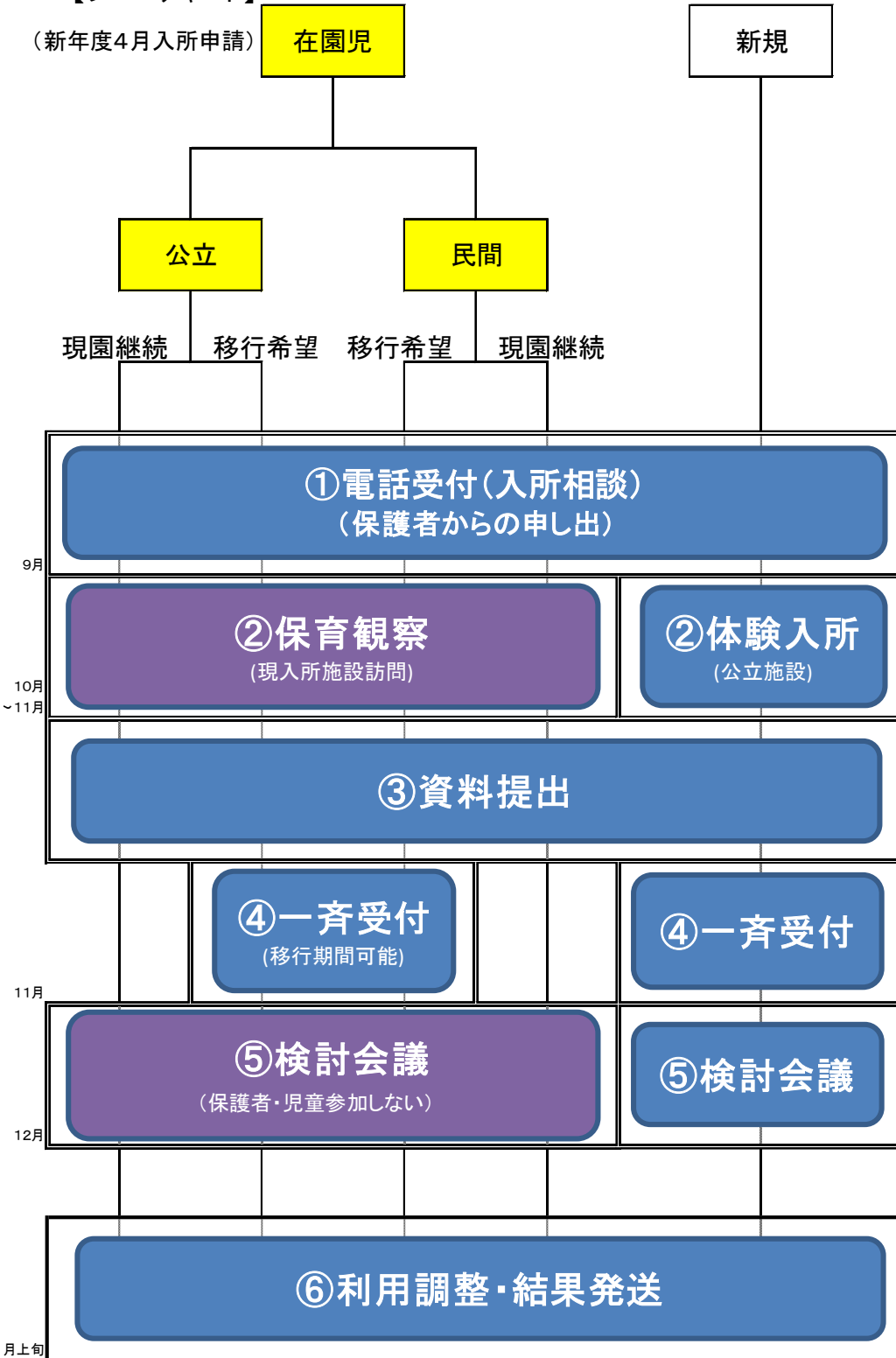
それぞれの子どもの育ちを支える観点から、各施設・事業所でできる範囲の柔軟な対応について、引き続きご配慮くださるようお願い申し上げます。

保育入所課 特別支援保育担当 野尻・昆

# 新年度の特別支援保育申請

## 【フローチャート】

(新年度4月入所申請)



① 保護者からの申し出(電話受付・入所相談): 受付期間内(例年9月上旬)に特別支援保育での申込みを希望する旨の申し出をいただく。

② 体験入所: 施設・保護者と日程を調整し、10月~11月に実施する。  
保育観察: 在所児童の場合は保育コンジェルジュや特別支援保育検討会議の構成員(公立保育所長等)が施設に伺い、保育中の児童の様子を観察し記録する。  
※心身状況表や主治医の意見書等、児童の状況把握のために必要な書類も体験入所(保育観察)実施日までに提出(③)。

④ 一斉受付: 4月の申請締切日までに申込書を提出。

⑤ 特別支援保育検討会議: 12月に実施。医師や発達支援の専門家などの学識経験者等からの意見を伺いながら、支援の必要性を検討。

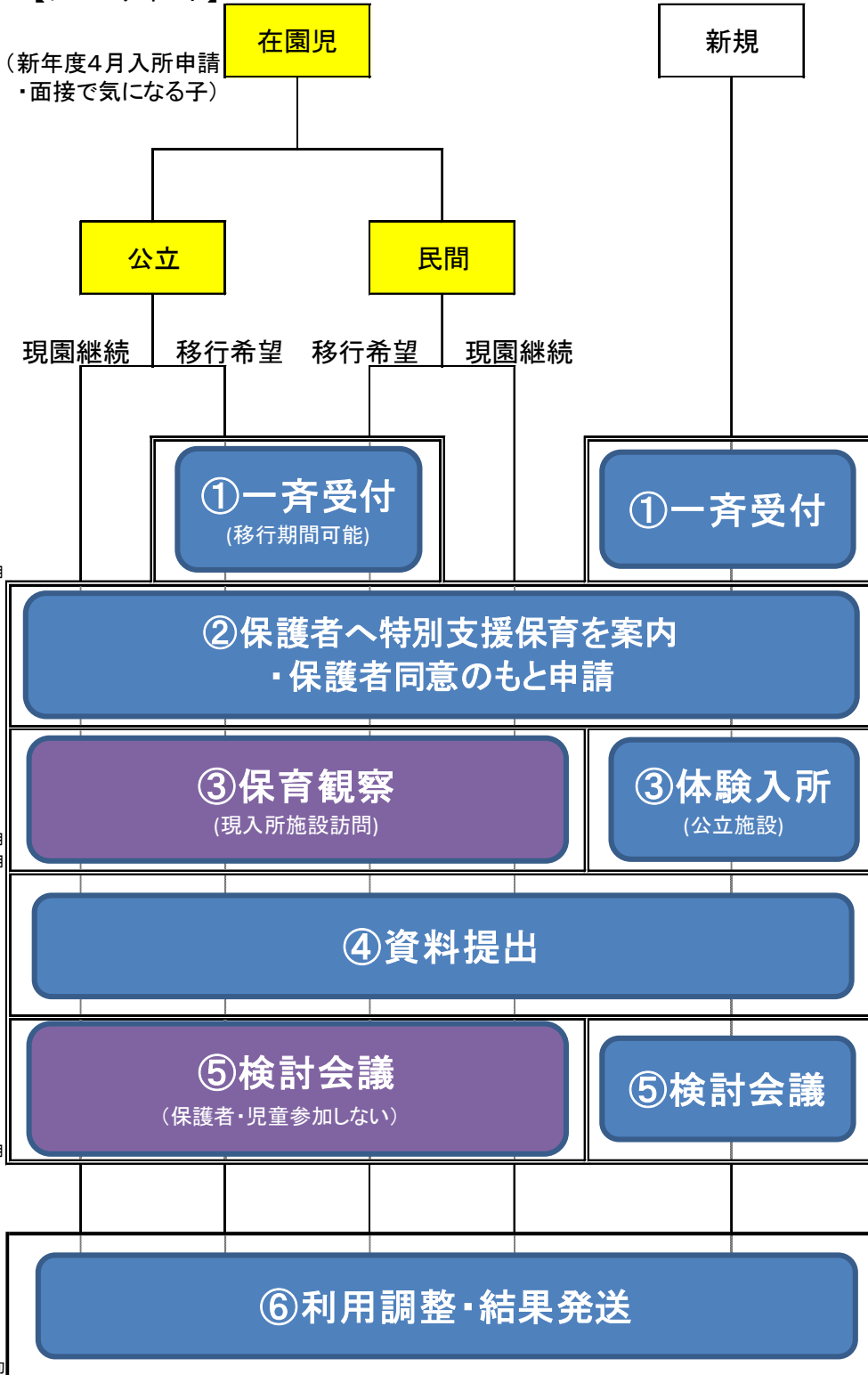
⑥ 利用調整: 検討会議の検討結果等を基に、児童の支援の必要性を検討。特別支援保育対象となった場合には健常児の利用調整の前に対象児童のみで利用調整を行う。支援の必要性がないと判定された児童については、通常通り健常児として利用調整を行う。

※特別支援保育対象児童を私立の施設・事業所へあっせんの場合は、特別支援保育検討会議において収集したその子どもに関する情報を提供し、受入れ可能か判断いただく。

結果通知: 2月上旬頃(2次の場合は3月上旬頃)に、支援の必要性の検討結果と利用調整の結果を併せて保護者へ通知。

# 新年度の特別支援保育申請

【フローチャート】

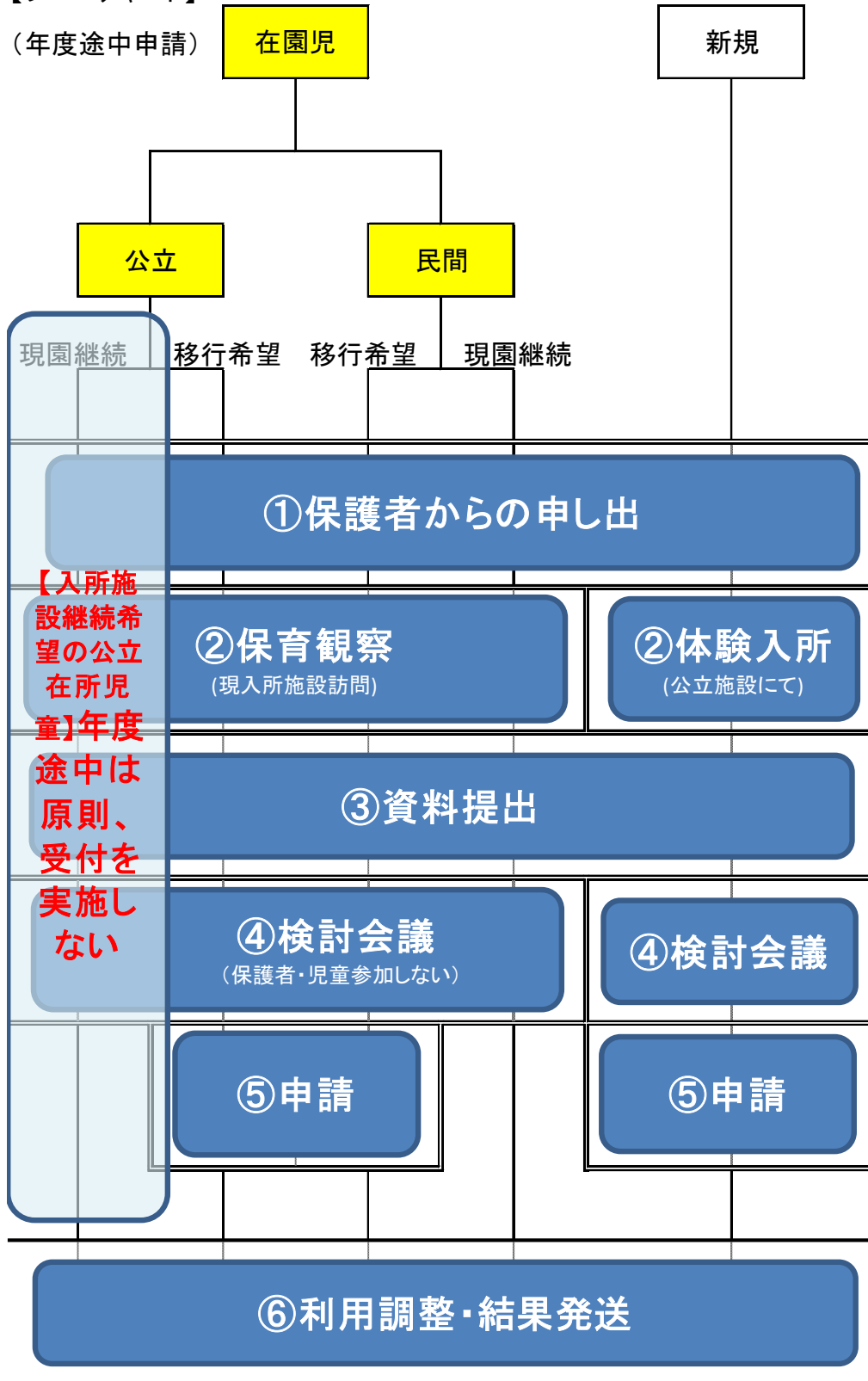


- ① 一斉受付：4月の申請締切日まで  
に申込書を提出。
  - ② 保護者へ特別支援保育を案内・新  
申請：保育士による面接において、  
気になる点や支援の必要性がある  
と思われる児童の保護者へ特別支  
援保育を案内。趣旨に同意いただ  
いた上で申請いただく。
  - ③ 体験入所：施設・保護者と日程を  
調整し、11月～12月に実施す  
る。  
保育観察：在所児童の場合は保育  
コンジェルジュや特別支援保育  
検討会議の構成員（公立保育所長  
等）が施設に伺い、保育中の児童  
の様子を観察し記録する。  
※心身状況表や主治医の意見書等、  
児童の状況把握のために必要な  
書類も体験入所（保育観察）実施  
日までに提出（④）。
  - ⑤ 特別支援保育検討会議：12月に  
実施。医師や発達支援の専門家な  
どの学識経験者等からの意見を伺  
いながら、支援の必要性を検討。
  - ⑥ 利用調整：検討会議の検討結果等  
を基に、児童の支援の必要性を検  
討。特別支援保育対象となった場  
合には健常児の利用調整の前に対  
象児童のみで利用調整を行う。支  
援の必要性がないと判定された児  
童については、通常通り健常児と  
して利用調整を行う。  
※特別支援保育対象児童を私立の  
施設・事業所へあつせんの場合  
は、特別支援保育検討会議におい  
て収集したその子どもに関する  
情報を提供し、受入れ可能か判断  
いただく。
- 結果通知**：2月上旬頃（2次の場  
合は3月上旬頃）に、支援の必要  
性の検討結果と利用調整の結果を  
併せて保護者へ通知。

# 年度途中の特別支援保育申請

## 【フローチャート】

(年度途中申請)



- ① 保護者からの申し出 (電話受付・入所相談): 入所希望月の前々月末までに特別支援保育での申込みを希望する旨の申し出をいただく。  
(例: 6月入所希望であれば4月末日まで)
- ② 体験入所: 施設・保護者と日程を調整し、入所希望月の前月5日までに実施する。  
保育観察: 在所児童の場合は保育コンシェルジュや特別支援保育検討会議の構成員(公立保育所長等)が施設に伺い、保育中の児童の様子を観察し記録する。  
※心身状況表や主治医の意見書等、児童の状況把握のために必要な書類も体験入所(保育観察)実施日までに提出(③)。(例: 6月入所希望であれば5月5日まで)

- ④ 特別支援保育検討会議: 入所希望月の前月10日までに実施。(例: 6月入所希望であれば5月10日まで)

- ⑤ 申請: 入所希望月の申請締切日までに申込書を提出。(例: 6月入所希望であれば5月10日まで)

- ⑥ 利用調整: 検討会議の検討結果等を基に、児童の支援の必要性を検討。特別支援保育対象となった場合には健常児の利用調整の前に対象児童のみで利用調整を行う。支援の必要性がないと判定された児童については、通常通り健常児と利用調整を行う。  
※特別支援保育対象児童を私立の施設・事業所へあつせんの場合は、特別支援保育検討会議において収集したその子どもに関する情報を提供し、受入れ可能か判断いただく。

結果通知: 入所希望月の前月20日頃に、支援の必要性の検討結果と利用調整の結果を併せて保護者へ通知。(例: 6月入所希望であれば5月20日頃)

各私立保育園長  
各認定こども園長  
各地域型保育事業所管理者 } 様

越谷市子ども家庭部長 松尾 雄一

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底及び職員・園児がPCR検査等を受検する情報があった場合の迅速な連絡について(依頼)

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から教育・保育行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「まん延防止等重点措置」が令和3年5月31日まで延長となりましたが、越谷市においても、園児や職員がPCR検査等を受検するケースが増加しています。

つきましては、令和3年4月22日にお伝えしたとおり、「3密の回避、マスクの着用、手洗い」などの対策はこれまで同様に有効とされていることから、これら「感染予防策の基本」について現場の保育士等と共有しながら、対策の徹底をお願いします。

また、園児本人や職員本人がPCR検査等を受検する場合、結果として「陽性」となったときは、臨時休園又は開園継続の判断を越谷市が迅速に行わなければなりません。このため、令和2年12月及び令和3年4月に御依頼差し上げた下記の事項について改めて御確認いただき、迅速な対応がどの施設・事業所でもできるように体制の構築をお願いします。

保育現場に大変な負担をおかけする状況が続いておりますが、引き続き御配慮くださるようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 施設・事業所において園児・職員のPCR検査等受検について把握した場合  
開園時間外や日曜日であっても、次ページのとおり速やかに電話連絡をお願いします。  
※なお、PCR検査等に係る当事者からの結果報告が平日19時以降や土日祝の場合の取扱いを下表のとおり改めますので、御承知置きください。

新	旧
②当事者から結果の連絡があった場合 <u>平日19時以降や土日祝の場合でも、「陽性」「陰性」にかかわらず、判明し次第速やかに連絡をお願いします。</u>	②当事者から結果の連絡があった場合 平日19時以降や土日祝の場合、②の結果報告は「陽性」の場合のみ連絡とし、「陰性」の場合は翌開庁日(平日)に連絡をお願いします。

#### 2 連絡体制の確保

- (1) 保護者から各施設・事業所に連絡できる体制の確保  
開園時間外や土日などにおいて保護者、職員等が保育所等に連絡できるよう体制を整備してください。

(例)開園時間外や土日などにおける緊急時の連絡先電話番号等を周知する等

- (2) 各施設・事業所から保護者に連絡できる体制の確保  
開園時間外や土日などにおいて臨時休園等を行う場合に、速やかに保護者にその旨を連絡できるよう体制を整備してください。

(例)施設から緊急で連絡をする場合の電話番号を周知する、アプリやメールシステムの未登録者をあらかじめ確認しておく等

令和3年度からの「新型コロナウイルス感染症で園児、職員等が「PCR 検査受診」や「陽性」となった場合の報告」について（令和3年4月8日付け保育入所課事務連絡から抜粋）

対象	園児本人・職員本人 ※PCR 検査等で「陽性」となった場合、保育入所課から埼玉県に情報提供を行います。	
報告が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR 検査や抗原検査を受診する場合（濃厚接触者に特定された場合等）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の陽性となった場合</li> </ul>	
対応手順	<p><b>A</b> 園児本人・職員本人の PCR 検査等受診や陽性反応が伝えられた場合</p>	<p>（保護者や同居家族の場合は<b>B</b>参照）</p> <p>①速やかに越谷市保育入所課の指定職員（小澤・谷口・並木・原田）のいずれかにお伝えください。概ね次の事項をお聞きします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【市に連絡いただいた際にお聞きする内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の類型（児童か職員か）</li> <li>・対象者の区分「コロナ陽性か、濃厚接触者と特定されたか」</li> <li>・対象が子ども関係の場合、児童の氏名、クラス年齢、登園状況（いつまで来て、いつから欠席か）</li> <li>対象が職員関係の場合、職員の氏名、年代（例：30 歳代）、出勤状況（いつまで来て、いつから休みか）</li> <li>・いつPCR 検査等を受けたかと、受診した医療機関等の名前（できれば当事者から聞き取ってください）</li> <li>・いつPCR 検査等の結果が出るのか</li> </ul> </div> <p>②当事者から結果の連絡があったら、速やかに越谷市保育入所課に報告してください。</p> <p>※陰性であっても必ず報告をお願いします。</p> <p>※平日 19 時以降や土日祝の場合でも、「陽性」「陰性」にかかわらず、<b>判明し次第速やかに連絡をお願いします。</b></p>
連絡方法	<p>○開庁時間 越谷市保育入所課(048-963-9167)に電話してください。 連絡先の職員は、「小澤・谷口・原田・並木」のいずれかをお願いします。</p> <p>○閉庁時間(平日 19 時以降) まずは、「048-963-9250」に電話し、音声ガイダンスに従い、内線番号「2077」をダイヤルしてください。それでも出ない場合は、代表電話「048-964-2111」に電話し、「コロナウイルスの関係で保育入所課に連絡をとりたい」旨をお伝えください。</p> <p>○土日祝 代表電話「048-964-2111」に電話し、「コロナウイルスの関係で保育入所課に連絡をとりたい」旨をお伝えください。</p>	
留意事項	<p>当該情報は、人権に配慮しなければならない重要な内容となります。</p> <p>園長・副園長など一部の職員のみで共有するなど、取扱いには十分留意してください。</p>	
臨時休所等の判断	<p>保健所では、国の基準に基づいて濃厚接触者の有無について判断を行っています。</p> <p>①「濃厚接触者あり」と判断した場合 臨時休園を行い、保健所が濃厚接触者のPCR 検査等を行っていきます。 そして、濃厚接触者全員が「陰性」となるなど感染拡大のおそれなくなった場合、臨時休園の解除を行います。</p> <p>②「濃厚接触者なし」で感染拡大のおそれがないと判断した場合、原則、臨時休園は行いません。</p> <p>※園内における濃厚接触者の有無の判断は、保健所が行います。 不確実な状況のまま他の保護者に周知を行うことのないようお願いします。</p> <p>※保健所から連絡が入った場合、又は保健所に連絡するよう保護者から伝えられた場合は、速やかに保健所に問い合わせ、指示を踏まえた対応をしてください。</p>	

各私立保育園  
各認定こども園  
越谷教会附属越谷幼稚園  
各地域型保育事業所

設置法人等代表者 様

越谷市子ども家庭部長 高橋 成人

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の職員への賃金の支給等について（通知）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から教育・保育行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件については、これまでも数度にわたり厚生労働省等から事務連絡があり、その都度、子ども育成課長から御通知差し上げたところです（「臨時休園等の期間中の「子どものための教育・保育給付費」にまつわる公定価格の取扱い（職員の賃金の支払いへの対応）について（通知）」（令和2年5月1日付け越子育第132号）及び「保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いに係る厚生労働省等の事務連絡について（通知）」（令和2年6月1日付け越子育第228号）。

このたび、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び厚生労働省子ども家庭局保育課長から、改めて通知がありました。新型コロナウイルス感染症への対応として臨時休園等を行った施設の一部において、公定価格等の支給を通常どおり受けているにもかかわらず職員に対する賃金を減額して支払う事案がある旨、報道や国会における議論の中で指摘があったとのことで、本市においても、越谷市内の保育施設の職員から、「賃金を減額された。生活できない。」等の声を多数受けております。

つきましては、内閣府等の通知を御確認いただき、特に下記の点について適正な対応を行ってください。

なお、内閣府等からは、本通知の内容も含め確認指導監査の対象となることが示されておりますので、御留意願います。

記

※以下、内閣府・文部科学省・厚生労働省の通知から抜粋

## 2. 臨時休園等に伴う人件費の取扱いについて

公定価格等の対象となる職員の人件費については、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき算定を行うこととしていることを踏まえ、労働関係法令を遵守した上で、人件費の支出についても適切な対応が求められること。

この場合の「適切な対応」とは、通常の状態に基づき公定価格等の算定が行われ、収入が保障されていることを踏まえ、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき休業手当として平均賃金の6割を支払うことに止まるものではなく、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、公定価格等に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応が求められること。

また、この対応に当たっては、常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは、適切ではないこと。（別添のQ&Aについて

も参照すること。)

(別添) Q & A (内閣府等の通知から抜粋)

No	Q	A
1-1	具体的にどのような対応が求められるか	<p>新型コロナウイルス感染症により休ませた職員の賃金については、労働基準法では平均賃金の6割以上を休業手当として支払わなければならないこととされていますが、仮に保育所等において平均賃金の6割に相当する休業手当のみを支払うこととした場合、<u>通常時の人件費との差額が発生することとなります。</u></p> <p><u>この差額が、各種積立金や当期末支払資金残高といった人件費以外の経費に充てられることは、新型コロナウイルス感染症がある中でも教育・保育の提供体制を維持するという今般の特例の趣旨にそぐわないことから、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなどの対応により、公定価格等に基づく人件費支出について通常時と同水準を維持することが求められます。</u></p>
1-2	公定価格等に基づく人件費支出について通常時と同水準とすべきとされていますが、公定価格等以外の収入もあり、 <u>人件費総額のうち公定価格等が充てられている部分の区別がつかない場合はどのように考えれば良いか</u>	<p>そのような場合、まずは施設全体の人件費支出が通常時と同水準であることを基本としつつ、公定価格等以外の減収による資金の不足があり、やむを得ず人件費支出を減額とする場合は、<u>Q3も踏まえつつ、収入の不足額を勘案して必要最小限度の減額幅とすることが求められます。</u></p>
2	<u>全ての職員について、通常どおりに賃金を支払う必要があるか</u>	<p>今般の公定価格等の特例の趣旨を踏まえれば、<u>原則として、休ませた職員も含め、全ての職員に通常どおりの賃金や賞与等を支払うことが望ましいと考えます。</u></p> <p>○一方で、勤務の状況が職員ごとに異なることも考えられ、このような場合には、<u>公定価格等による人件費支出の水準を維持することを前提として、実際に勤務した職員の手当等を増額し、自宅待機の職員の手当等を減額するなど、勤務状況に応じて賃金に傾斜を付ける取扱いとすることは、差し支えありません。</u></p> <p><u>ただし、常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみを理由として異なる取扱いを行うことは適切ではないと考えます。</u></p> <p>○なお、手当等の減額を検討する前に、まず、人件費等積立金等の活用可能な資金を活用して、<u>通常賃金の支払を確保することについて、ご検討ください。</u></p>
3	公定価格等以外の収入(地域子ども・子育て支援事業、地方単独事業、特定保育料)において減収がある場合でも、通常どおりに賃金を支払う必要があるか	<p>○今回の新型コロナウイルス感染症への対応の結果として、<u>公定価格等以外の収入(地域子ども・子育て支援事業、地方単独事業、特定保育料)において減収がある場合であっても、地域子ども・子育て支援事業等の職員に係る雇用調整助成金等の活用などを通じて、できる限り、通常どおりの賃金を支払うことが望ましいと考えます。</u></p> <p>○これらを活用できない場合など、<u>なお減収による不足分がある場合には、不足額を勘案して必要最小限の減額とすることが求められるとともに、公定価格等に基づく人件費支出については通常時と同水準の支出が維持されていることなど、減額幅の考え方について監査等の際に説明できることが求められます。</u></p>
4	本通知で示された考え方については、いつから適用すればいいか	<p>本通知は本年2月から実施している公定価格等の特例の取扱いを明確化したものです。このため、<u>本通知およびQ1からQ3までにおいてお示した取扱いについても、当該時期に遡り適用することとなります。</u></p> <p>なお、<u>会計年度が終了している令和元年度に賃金や賞与等の減額を行っていた場合には、当該減額分について一時金等により支払うことになると考えます。</u></p>

子ども育成課 担当：小澤・原田

電話 048-963-9167 (直通)



## 保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 （新型コロナウイルス感染症対策）

（保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）令和2年度第3次補正予算額：117億円）

### 【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めたる者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など
- ※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象施設等】 保育所、幼保連型携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

- (1) 定員※ 19人以下 300千円以内
- (2) 定員※ 20人以上59人以下 400千円以内
- (3) 定員※ 60人以上 500千円以内
- (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 300千円以内

※（認可の）居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1 / 2、市区町村等：1 / 2



## 地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

子ども・子育て支援交付金 令和2年度第3次補正予算：65億円の内数)

### 【概要】

地域子ども・子育て支援事業において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、事業所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や事業所等の消毒に必要な経費を補助する。

### 【実施主体】 市区町村

### 【事業内容】

①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講)

(「かかり増し経費」の具体的な内容)

○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上げた場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

### ②事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象事業所】(1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

### 【補助基準額】①と②の合計

(1) 1支援の単位あたり

利用定員19人以下 300千円以内

利用定員20人以上59人以下 400千円以内

利用定員60人以上 500千円以内

(3) 1か所当たり ※事業を実施する保育所等の利用定員

利用定員19人以下 150千円、利用定員20人以上59人以下 200千円、利用定員60人以上 250千円

(2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円以内

※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

# 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に係る支援 令和3年度からの変更点(令和3年5月7日事務連絡から抜粋)

## ○国が示している補助額

(※実際の額は越谷市として予算編成過程で検討となります。現時点でこの額を確約するものではありません。)

### ▼保育施設(私立保育園・認定こども園・地域型保育・認可外保育施設)

・定員 19 人以下	300 千円
・定員 20 人～59 人	400 千円
・定員 60 人以上	500 千円

※定員により変わります

### ▼地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業(一般型・幼稚園型・プラス保育幼稚園)

・1か所当たり	300 千円
---------	--------

※補助事業の場合。市の委託事業(保育ステーション等)は別途検討となります。

※それぞれの事業に活用する必要があります。

(例：プラス保育幼稚園や一時預かり事業(幼稚園型)では、預かり保育の従事者以外への手当は不可)

## ○対象経費!! 要注意!!

主として「職員に対する手当等の支給」として活用が求められています。

### ▼具体例(※次のいずれかに該当する手当等である必要があります)

- ・職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、「通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当」など、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

※FAQには、「感染症対策の手当」である必要があり、「慰労金名目では不可」

- ・施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

### ▼「備品購入等のみの事業実施とならないようにすること」が求められています。

また、下記の厚生労働省からの事務連絡のとおり、基本的に「備品購入費やその他経費等の支出額」が、「職員に対する手当等の支給などのかかり増し経費の支出額」を上回ることは、ないものと考えているそうです。

上記を踏まえ、保育施設・事業所の皆様におかれましては、感染症対策を徹底しつつ、保育の提供等の継続に尽力いただいている職員の方々に対する支援として、保育所等の職員の方々に対する手当等の支給などのかかり増し経費にご活用いただくようお願いいたします。

その上で、補助金の使途がこの事業趣旨に沿っているかを把握するため、各施設・事業所から提出いただく補助金の交付申請書及び実績報告書において、職員の方々に対する手当等の支給額などについて記載し、報告いただくこととなるそうです。

### 【再度皆様に確認いただきたいこと】

- 別添1（保育施設の事業概要）・別添4（事業系の事業概要）や別途送付したFAQを御確認いただき、くれぐれも「備品購入等のみ」とならないよう注意してください。
- 「通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当」などにする必要<sup>あり</sup>あります。
- 年度末ギリギリでの支出は極力避け、計画的な執行をお願いします。  
※令和3年度分の当該補助に係る支出は、令和4年(2022年)2月までに完了することを原則とします。

なお、当該事業については、令和2年度末に急きょ国において予算化されたものであり、越谷市が実施するに当たっては、今後、市議会において補正予算が議決され、予算が確保されることが前提となります。

様々な手続を経て、正式に事業実施ができることとなった際には、別途通知いたします。

### 現時点での想定スケジュール

令和2年度分の補助について、年度末に全施設（100か所以上）の手続が短期間で集中したため、施設と市双方に大きな負荷が生じました。

このことを踏まえ、実績報告（領収書等の写しを併せて提出）について、次の2パターンでの提出をお願いしたいと考えております。

- パターンA ※できる限りこちらの日程でお願いします  
冬のボーナス等に併せて手当を支給し、以降の支出を行わない。  
⇒令和4年(2022年)1月頃に実績報告をいただき、極力早い時期に支払います。
- パターンB  
令和4年2月までに実績を確定し、令和4年3月上旬に実績報告を提出。  
⇒令和4年4月前半までの支払を目指します。

### 実績報告の際に提出していただくもの ※国等からの指示で変更となる場合があります。

職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、「通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当」など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

⇒当該手当として支払ったことが分かるもの。

具体例：当該手当が記載された全職員の賃金台帳

（名目が「感染症対策の手当」となっている必要があります）

施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

⇒ある施設では、各職員が「購入したものが分かる明細と合計額」を記載したものを根拠資料としていました。

### 施設による感染対策用品の購入（例外）

次のいずれかのコピーが必要です（原本を提出する園がありますが、原本は必要ありません）。

領収書（宛先に施設名又は法人名が明記されたもの）で「明細の記載があるもの」

レシート（宛先がある場合は施設名又は法人名を明記。明細あり）

納品書と領収書（両方必要。銀行振込等の場合は、同じ額の振込票や振込伝票）

※金額の大きい物品等は、「納品されたことが分かるもの」と「支払ったことが分かるもの」を両方があることで、購入したことが立証できます。

（納品書に金額が明記されていても、領収書の代わりにはなりません。）

各施設に一律の対応を求めるわけではありません。  
 ○お子さん連れでないと来られない方がいますので、複数になってしまう場合は、受け入れてください。  
 ○見学会以外の見学は、「3密」対策をしながら、柔軟な対応をお願いします。

## 保育施設の一斉見学会

保育施設の利用を検討している方向けに、市内の保育所(園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育の見学会を行います。「一斉実施日」と「各園設定実施日」の2種類があります。各施設の詳しい見学会の実施日や時間、予約開始日等については、市ホームページをご確認ください。

### ◆一斉実施日

日程	9月11日(土) 午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時。地域型保育など規模の小さな施設は、午前のみの実施となります。また、一部の施設では行いません。
場所	認可の保育施設。施設一覧は、市ホームページや冊子「保育施設ガイド」をご覧ください。
受付	事前予約が必要です。見学希望者は、施設に直接電話してください。

### ◆各園設定実施日 一斉実施日と別に各施設で見学会を実施します。

#### ※見学に当たっての注意事項

- 見学の際はマスク着用をお願いします。また、できる限り1人でお越しください。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、見学開始時に氏名等の記入をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、例年と異なり、見学会以外の見学は対応できない場合があります。
- 幼稚園・認定こども園(教育部分)・こしがや「プラス保育」幼稚園の説明会等は、各施設にお問い合わせください。

問合せ 保育入所課 電話048-963-9167

## 新しい保育施設ができます

○地域型保育の公募を行っており、現在審査中です。新しく開設する施設は、10月下旬までに市ホームページ等でお知らせします。

問合せ 子ども施策推進課 電話048-963-9165

## 令和4年(2022年)4月入所受付(調整中の予定)

受付区分			受付日程
一 斉 受 付	新規 児童	面接 受付	10/15(金)・10/17(日)～19(火) 越谷コミュニティセンター
		書類 受付	11/4(木)～5(金)・11/9(火)～10(水)・11/15(月) 越谷コミュニティセンター
	移行児童		11/14(日) 越谷市役所
2次受付			12/1(水)～2/10(木) 保育入所課窓口
3次受付			2/15(火)～2/25(金) 保育入所課窓口

# 児童虐待に関する留意事項

## 1 家庭等で虐待が疑われる場合の通告

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっている。
- ・児童虐待の通告は「国民の義務」として法律上規定され、中でも「児童福祉施設の職員等は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努めなければならない。」とされている。

例：「**身体的虐待**」 児童の身体にアザや傷はないか、朝（特に休み明け）の目視チェック  
「**ネグレクト**」 衣服や身体の衛生状況、月齢標準体重等との比較（栄養摂取状況）  
「**心理的虐待**」 園への送り迎え時の保護者との関わりの様子（おびえ）等の把握

別冊「児童虐待対応マニュアル」P3、4、10、11、20、21を参照

（※一部組織改正等により、課名・電話番号等が変更されています。）

**子どもの命や心を守るため、「思い違いかも」と思っても、躊躇せずに通告してください。**

通告先：埼玉県越谷児童相談所 TEL 975-4152

児童相談所全国共通ダイヤル TEL 189（24時間、365日受付対応）

越谷市子ども福祉課 TEL 963-9319（土日祝日は964-2111）

## 保育コンシェルジュからのお知らせ

今年も新型コロナウイルス感染症の状況が変わらない中で、お子さんを預かり、第一線で働いている保育士の方々に、深く感謝いたします。

この状況を踏まえ、少しでも現場の職員と関わりを持ち、保育現場での不安や悩みや相談を受け、安心、安全な保育とは何かを一緒に考えていくこと、また参考となる情報の発信を行い、不安が取り除けるような支援が必要と考えました。そのためには、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を行い、多くの人々が一度に集まるような交流はなるべく避け、施設ごと、あるいは小さな集団の中での支援を進めじっくりと関わりながら、困り感を少しでも軽く又は無くしていけるように努めてまいりたいと考えております。

先ずは、昨年度から配信させていただいております【コンシェルジュ通信】を通して、現状を踏まえ、保育現場に生かせる内容をお届けしたいと考えております。また、今後も、様々な質問や相談等を受け、全体で共有できるものを発信していきます。保育現場で働く保育士の方々と、進んで機会を設け各施設からの取り組みにもひとつひとつ目や耳を傾け、日々の保育に役立つ情報なども配信ができるように進めてまいります。研修等を通し、交流をする中でより良い保育を目指していきたいと考えております。

### 【コンシェルジュ通信について】

コンシェルジュ通信を今年度も配信してまいります。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、異例な状況を受け止めながら日々保育に携わっている保育士の不安や悩みを一緒に考えます。

また、各施設からのコロナ感染拡大防止のための、工夫などの情報を配信することで、日々の保育に役立てることにより、「越谷の保育」全体のレベルアップを図ることを目的としています。

### 【研修について】

#### 《研修の目標》

実務研修や交流研修を通して、『越谷の子どもたちの育ち』を公立、私立を問わず一緒に考えていき、保育の土壌の整備をする。

公立、私立を問わず、「一緒に考える」ことで横のつながりをひろげ、繋がれる仲間がいるという基盤を作り保育士が働きやすい環境作りをする。

※今年度はコロナ感染症の収束が見られないことから、研修内容を縮小、人数制限を行うなどの感染予防に配慮して、開催してまいります。

## 【気になる子について】

《保育士からの質問》

- ・登園時、怪我や、傷を負っている ・集団行動ができない ・目が合わない
- ・着席行動ができない ・施設としてどのような支援があるか ・保護者の育児相談
- ・保護者自身の不安定な育児
- ・保育の中ではなかなか十分な関わりができない

※保育をするにあたり、「気になる子」の対応についての悩みなどがありましたら、ご相談ください。

## 【相談・苦情について】

《保育士からの相談》

- ・コロナ感染拡大防止のための、行事の開催や保護者参加について
- ・コロナ禍での保育や保護者対応について
- ・児童の傷や怪我等の虐待と思われる相談
- ・両親の疾病による、育児の不安
- ・施設内での人間関係について（保育観の違い・パワーハラスメントなど）

《保護者からの苦情》

- ・慣れ保育の時間が長すぎて仕事に支障が出る
- ・保育士や、施設側の対応について
- ・自粛や休園について
- ・コロナ禍での施設の対応について

※以上のような相談が多く寄せられました。相談や苦情があった場合には、各施設や、事業所に連絡をさせていただき、対応について一緒に考えます。

## 【地域型保育事業所の皆様へ】

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、昨年度予定しておりました地域型保育事業所の巡回支援事業は、残念ながら一部を除いて中止させていただきました。この状況を踏まえ、少しでも現場の職員と関わりを持ち、保育現場での不安や悩みの相談を受け、安心、安全な保育とは何かを一緒に考えていくこと、また参考となる情報の発信を行い、情報共有をする中で不安を取り除けるような支援をしていくことが必要と考えております。

また、「交流研修」の開催についても準備を進めています。研修を通し、越谷市の横のつながりを広げ、同じ悩みに寄り添える（困ったときに相談できる仲間がいる）働きやすい職場の環境づくりを行い、より良い保育を目指し「越谷の子どもたちの育ち」を一緒に支えていきたいと考えています。



## 【地域型保育事業所巡回支援事業について】

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分配慮し、時間の短縮や巡回の仕方を工夫しながら実施する予定です。

巡回支援事業の実施にあたり、よりスムーズに行うため、交流研修会を開催していましたが、昨年度はコロナ禍のため、残念ながら中止させていただきました。今年度についても、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら実施の可否を判断させていただきますが、できる限り皆様とお会いする機会を設け、巡回支援事業がより充実したものになるようにと考えていますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 巡回目的

巡回を通して各事業所との関りを深め、保育コンシェルジュとしてこれまでのノウハウを踏まえて情報提供を行いながら、保育現場からの声に耳を傾け、保育や保護者対応などの相談に応じ、共に考える。

### 巡回職員

保育コンシェルジュ 2名 ⇒ 現在4名のコンシェルジュがおります。  
ローテーションにより2名で伺います。

### 巡回方法

#### 午前訪問の場合

- 遊び・食事・子どもの様子を見学し、保育に関することや気になる子との関わり方、保育士の悩み等を一緒に考えます。
- ⇒ コロナ禍ですので、保育への参加は極力控えさせていただき、距離を保って保育の様子を見学したいと思います。なお、気になる子などのご相談がある場合は、保育に加わって様子を見る場合があります。

#### 午後訪問の場合

- 保護者対応や、現場の保育士の悩みを一緒に考えます。

### 巡回内容

- 保育内容に関すること
  - 気になる子や支援児への支援に対する助言
  - 保護者対応や、職種の悩みなど
  - 衛生管理について
  - 本年度から新設の事業所には、午前中の保育の様子を見させていただいた後に、話し合いの時間を設けていただきます。
  - 書類の確認をさせていただきますので、事前に準備をお願いします。  
(年間カリキュラム、月のカリキュラム、個人記録表、午睡チェック表、連絡帳など)  
⇒監査ではありませんので、準備がない場合は、今後に向けてアドバイスなどを行いながら一緒に進めてまいりたいと存じますので、緊張されませんように。
- ※事業所ごとの希望を踏まえ、時間、内容等の調整を行い、巡回実施日が近くなりましたら電話で確認させていただきます。
- 日程の都合上、ご希望に添えないことがあることをご了承願います。  
また、都合により変更させていただくこともあります。

2021

# 令和3年度(2021年度)に実施する 越谷市主催の保育士等研修

越谷市子ども家庭部保育入所課が主催して行う研修の予定は、次のとおりです。  
様々な時期・対象者に研修を行い、「越谷の子ども達の育ち」を一緒に支えていきましょう。

- 都合により日程・会場・内容等が変更となる場合があります。
- それぞれの研修について、別途、電子メールで案内を送付します。

No	研修	日時	会場	講師	対象者	目的・内容
1	集団生活における気になる子の対応について	6月17日(木) 新型コロナウイルス感染症影響のため 2月7日(月)に延期	中央市民会館 劇場	安井 宏	保育士	気になる子の対応について知識を深め、日々の保育に生かす
2	交流研修「地域型保育・保育コンシェルジュ交流会」前期	6月 新型コロナウイルス感染症影響のため中止		保育 コンシェルジュ	地域型保育の主任 保育士	各地域型保育士と保育コンシェルジュで交流を図り、保育に関する身近な疑問・質問・コロナ禍での保育などを一緒に考え、巡回支援事業がスムーズに行えるようにする。
3	あいおい研修	10月～12月	未定	未定	保育に関わる職員	保育園向けセミナー
4	アタッチメント(主幹)	10月26日 (火)	中央市民会館 劇場	帆足 暁子	保育士 (150名)	乳児期からのアタッチメントの大切さを知る
5	児童発達支援センター研修	11月16日(火) 14:00～16:00	児童発達 支援センター	上村 誠也	保育に関わる職員	支援児に対する理解を深め、日々の保育に生かす
6	実務研修「小児感染症科医から保育士の先生へ」	11月18日(木) 14:00～16:30	中央市民会館 5階 第4・5・6 会議室	古市 美穂子	保育に関わる職員	子どもの感染症と必要な感染対策
7	実務研修「児童虐待と保護者支援について」	11月又は12月	未定	未定	保育に関わる職員	環境の変化や子どものサインに気付き、その対応や、保護者支援につなげる方策を考える。また、施設の中を見直すポイントを知る。
8	新任保育士等就業継続支援研修【新任保育士編】	12月又は1月	未定	未定	新人保育士(1～3 年目程度)	就職前の期待と現実とのギャップへの対応方法や、保護者対応などについてグループワーク等を通して学ぶ。
9	新任保育士等就業継続支援研修【中堅保育士編】	12月又は1月	未定	未定	中堅保育士(4～10 年目程度)	後輩職員の育成や施設内の連携等に関するスキルアップを図るとともに、保護者対応などについてグループワーク等を通して学ぶ。
10	特別支援保育研修「障害の理解と正しい対応」	12月又は1月	未定	未定	保育に関わる職員	パワーポイントによる研修 正しく障害を理解することで、保育の中での支援児のかかわり方を学ぶ。また、保護者の支援に繋げる。
11	所長・主幹職員研修 (所長会研修)	R4年1月19日 (水)	中央市民会館 劇場	松居 和	園長(所長)、 副園長、主幹	(案)「生きる力を育む子育て支援」 ～コロナ禍の今、必要な園の役割～
12	給食調理員研修	2月又は3月	未定	未定	栄養士 調理員	保育施設の給食に必要な基本的な調理の知識や正しい衛生管理について学ぶ。
13	交流研修「地域型保育・保育コンシェルジュ交流会」後期	2月又は3月 15:00～16:30	未定	保育 コンシェルジュ	地域型保育主任 保育士	地域型保育士と保育コンシェルジュで、巡回支援事業のフィードバックや、身近な疑問等の情報交換を行い、交流を図る。

※上記と別に、国や県が主催する研修を随時案内します。  
※コロナ感染拡大防止のため今年度の研修は、開催日程、開催時間を縮小して行います。



【全ての子どもを健やかに心豊かに育つよう支えます】

令和3(2021)年5月7日  
越谷市保育入所課・保育コンシェルジュ

令和3年度が始まり、1ヶ月が過ぎました。市役所も新庁舎が完成し、子ども育成課も三課に分かれ新しくスタートしました。保育園では、新しい環境の中で緊張が見られたお子さんも笑顔が戻り、あちこちから明るい笑い声が響いていることと思います。

昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策をしながらの保育が続きました。この厳しい状況の中、多くの不安や悩みを抱えながらも様々な工夫をし、保育をされている先生方、ありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

相変わらず厳しい状況が続いていますが、明るい未来が訪れることを信じ、前向きに取り組んでいきましょう。昨年度培った知恵を基にして、情報交換などをしながら皆様と一緒に「越谷の保育」を考え、作り上げていきたいと思っています。今年度もよろしくお願いたします。



### 【令和3年度 保育コンシェルジュ紹介】



谷口

はじめまして！  
よろしくお願いします。



坂野

引き続き  
よろしく  
お願い  
します。



豊田



高村

### 【コンシェルジュ通信について】

昨年度、巡回訪問や研修が思うように進められない中、皆様と繋がるツールの一案として誕生したコンシェルジュ通信です。今年度は状況が許す限り、従来の形に近づけたいと考えております。又、コンシェルジュ通信も続けていきたいと思っています。まずは『春号』です。今後もご愛読をよろしくお願いいたします。また、ご意見等がありましたらお寄せください。

### 【巡回訪問について】

今年度は少しでも多くの施設の方とお会いしたいと考えています。従来の形ではなく、短時間で保育施設の様子を見せていただき、相談や、質問がありましたらその際にお声がけください。日時など詳細につきましては改めてご相談させていただきます。



### 【研修について】

昨年度は一会場に集まった研修は開催できませんでしたが、PowerPoint形式の資料配布を試み、参考になったという感想を沢山頂きました。今年度は参加者の健康管理、消毒の徹底、ソーシャルディスタンスが保てる会場設定などをしながら出来る限りの研修を進めていきたいと思っています。



市役所前元荒川沿いの藤が満開の時期を迎えました。

4月はチューリップもきれいでした。厳しい状況の中でも力強く咲く花々を目にするたび、癒されたり、勇気づけられたりしますね。私たち保育者も、子どもたち、保護者の方々にとって『花』のような存在でありたいですね。



発行 越谷市子ども家庭部保育入所課  
電話 048-963-9167 (直通)